

# 大東市財政運営基本方針

平成30年6月29日 制定

平成31年4月8日 改正

## 1. 目的

この方針は、市の財政運営に関し基本的な事項を定めることにより、将来にわたる健全で持続可能な財政運営の確保を図り、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

## 2. 基本理念

- ①市の財政は、市民の信託と負担に基づくという認識に立って、効率的かつ効果的に運営する。
- ②市の財政は、将来世代に負担を先送りしないことを基本として、市民の受益と負担との均衡を図り、規律を持って運営する。
- ③市の財政は、中長期的な見通しを持つとともに、予見し難い情勢の変化の際に市民生活の安定を確保することができるよう、計画的に運営する。
- ④市の財政は、市民の市政への関心および理解を深め、その信頼を向上させることを基本として、透明性を確保して運営する。

## 3. 総合計画

総合計画については、財政運営に与える影響を勘案した上で財源の根拠をもって策定するとともに、総合計画の確実な実行を図る。

## 4. 財政計画

総合計画との調整のもと、実施計画事業における歳入の見込み額と歳出の計画額を踏まえた財政計画を策定し、これを議会に報告し、公表する。

## 5. 中期財政収支見通し

市の財政状況や運営課題を明らかにし、持続可能な財政運営を行うための指針とするため、中期財政収支見通しを策定する。国および市の施策の動向ならびに社会経済情勢の変化を反映させるため毎年度更新し、これを議会に報告し、公表する。

## 6. 予算の編成

収支の均衡、社会経済情勢の変化、将来負担の抑制に十分留意し、予算を編成する。歳入予算は確実に見込める妥当な金額を算定し、歳出予算は市民福祉の維持向上のために必要であることと、施策の方法が合理的であることの両方を確認して計上する。

## 7. 歳入の確保

歳入について、自治体は稼ぐ必要があるという認識に立ち、増収を図るための方策を検討するとともに、市税等の適切な徴収により確保に努める。また、国や大阪府からの交付金において歳入の不足があれば、超過負担の解消に努める。

## 8. 事業に伴う損失の防止

実施中の事業に係る財政リスクを的確に把握し、実施中の事業に係る財政上の損失の発生が避け難いと見込まれる場合は、その拡大を防止し、財政に与える負の影響を抑制するため、早期に事業実施手法の変更、事業の中止その他の適切な措置を講じる。

## 9. 損失補償等の原則禁止

市以外の者の債務に関して、債権者その他に対し、あらかじめ損失補償の責務を負担しないものとする。ただし、「債務を負担する必要性」、「補償する損失の範囲」、「補償の限度額の妥当性」、「債務を負担する場合に財政運営に与える影響」について検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、それぞれの検討した事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。法人の債務の保証についても同じ取り扱いとする。

## 10. 新規事業の実施

事務事業の企画立案においては、KPI（重要業績評価指標）の設定と数値化による目標管理を重視する。

予算を伴う事業を新たに実施しようとするときは、これに伴う財政リスクを的確に把握し、翌年度以降における財政的な負担に留意しつつ、当該事業の実施に要すると見込まれる経費に充てるための安定的な財源を確保する。安定的な財源の確保に当たっては、新たに実施しようとする事業の目的および内容ならびに当該事業により利益を受ける者の範囲を勘案し、適正な受益者負担を求めるとともに、収入の確保について検討する。

## 1 1. 事務事業に係る留意事項

事務事業については、事業内容および事業効果について検証を行うとともに、あわせて継続的に見直しおよび合理化ならびに効率性の向上に努める。民間が担うことができる事務事業は民間に委ねることを基本とし、市が実施する場合においても、質の維持向上および経費の抑制を図ることができるよう、民間の経営手法の視点を重視し、継続的に見直しを図る。

また、透明かつ公正な競争を通じて事務事業が効率的かつ効果的に行われるようにするため、可能な限り広い範囲の者に等しく参入の機会を与えるよう努めるものとする。

## 1 2. 公民連携的手法の活用

税による負担を出来るだけ減らしながら公的サービスを実現・充実させるような公民連携的手法を取り入れるなど、市と市以外の者との役割分担および連携のありかた、ならびに実施の方法について、前例にとらわれることなく検討する。市民との共同においては、市民満足を高めるようなサービスを共に創出する担い手として、その知識、経験、活力を活用する。

## 1 3. 新公会計制度の基本

財務会計としては、会計基準に正しく準拠して作成・公表することを基本とする。管理会計としては、目標とする経営指標を設定するなどの業績評価に活用するとともに、選択と集中を行うなどの意思決定に活用することを基本とする。

## 1 4. 使用料等の見直し

使用料、手数料および負担金等について4年ごとに見直しを行い、受益と負担の関係を考慮し、適正な受益者負担の確保に努める。

## 1 5. 補助金の見直し

「大東市補助金等の交付等に関する条例」および「同条例施行規則」に規定する補助金の見直しについては、政策的必要性および効果の観点から、補助の必要性のほか交付決定の手法等も含め、4年ごとに見直すものとする。補助金を新設・充実する必要があるときは、既存の補助金について、見直し時点の社会環境や時代の要請を勘案して優先順位を判断し、優先順位が低いと判断した補助金については、廃止・縮小を検討する「ビルド&スクラップ」の考え方を原則とする。また、団体の運営に係る経費に対する補助については、原則として、あらかじめ期限を定めるよう努める。

## 16. 反復した短期貸付けの禁止

当該会計年度内に貸付と返済の双方が行われる貸付を毎年度繰り返してはならない。ただし、安全かつ確実な金融機関に預託するために行う貸付けについては、この限りでない。

## 17. 市債の発行

将来世代に負担を先送りすることがないように、次に掲げる事項を事前に検討し、妥当性を十分に判断したうえで市債を発行する。

- ① 世代間の負担の公平性
- ② 将来世代における受益と負担のバランス
- ③ 市債発行以外の財源調達の可能性
- ④ 後年度の財政運営に与える影響

## 18. 財政調整基金の基本ルール

市税収入の急激な減少、災害復旧その他臨時的な歳入の減少または歳出の増加に対応するため、標準財政規模の20%に相当する額を財政調整基金に積み立てるよう努める。

## 19. 公共施設等公有財産の管理と活用

大東市公共施設等総合管理計画に基づき、人口動態、施設の需要予測、財政状況等を総合的に勘案した上で、公共施設等公有財産の計画的かつ効率的な管理と活用に努め、必要に応じて用途の見直しを検討する。

## 20. 状況認識の共有

市の職員全体が、財政の現況および将来の見通しならびに財政運営の目標について状況認識を共有することができるよう、研修や説明会を適切に実施する。

## 21. 財政事情の公表

「財政事情」の作成および公表に関する条例（昭和32年条例第9号）で定めるところにより、毎年2回、収入および支出の概況その他の財政状況に関する事項について議会に報告するとともに、市民にわかりやすく公表する。

## 2 2. 財政白書の公表

次の財政運営判断指標について、毎年度、議会に報告するとともに、財政白書として取りまとめ、市民にわかりやすく公表する。財政白書においては、過去からの経年変化や平均値との比較などを明らかにし、大東市の財政の現状について分かりやすく解説する。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率
- ⑤ 資金不足比率
- ⑥ 経常収支比率
- ⑦ 人口1人当たりの地方債現在高
- ⑧ 人口1人当たりの基金現在高
- ⑨ 地方債現在高の目的別区分（地方債残高が、公共施設等の便益に見合っているかを調査する。）

## 2 3. 財務書類の公表

毎年度、一般会計等に地方公営事業会計および市の関連団体に係る会計を加えた財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成し、これを議会に報告し、市民にわかりやすく公表する。

財務書類の補助簿である固定資産台帳は、公有財産台帳および備品台帳ならびに予算執行帳票との整合性が図れるよう適切に整備し、公表する。

## 2 4. 適用の期間

この方針は、平成31年4月1日より適用する。